

統一教会に賠償命令

2億7800万円「布教、常識を逸脱」

札幌地裁

違法な布教で入信させられ、献金や奉仕を強いられたとして、北海道と愛知、鹿児島県の元信者ら63人が、世界基督教統一神霊協会（統一教会）に約6億6500万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が29日、札幌地裁であった。橋詰均裁判長は「信者が原告らに行った布教活動は社会常

識から著しく逸脱し違法」として、統一教会に約2億7800万円の支払いを命じた。

判決によると、原告らは86、04年、統一教会と知らされずに勧誘の購入、合同結婚式で見知らぬ相手との結婚などを強要された。判決後、原告側代理人の郷路征記弁護士は

「勧誘時に団体名を名乗らなかつたり、不信心を理由に献金を迫るといった宗教団体の違法活動の基準を示しており、画期的な判決だ。他の宗教団体の活動にも適用できる」と語った。統一教会広報局は「判決文を精査し今後の対応を決めたい」とコメントを出した。

【坂井友子】